

宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、下記のとおり改正されました。

また、下記①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金 (効力発生日)	時間額
宮城県最低賃金 (令和2年10月1日)	825円

特定（産業別）最低賃金 (効力発生日)	時間額
①鉄鋼業 (令和2年12月15日)	925円
②電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業 (令和2年12月20日)	864円
③自動車小売業 (令和2年12月24日)	891円

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

○精皆手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等
○時間外・休日・深夜手当

◆問い合わせ先

宮城労働局賃金室 ☎299-8841

忘れていませんか？ 「自賠責保険・自賠責共済」

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらします。

事故被害者の救済を目的とする自賠責保険・共済は加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いの仕組みなどを十分に理解することがとても重要です。

自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付き自転車を含むすべての自動車、バイクに加入が義務付けられており、自賠責保険・共済無しで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

◆問い合わせ先 東北運輸局宮城運輸支局
☎235-2517



東北一斉 B型肝炎訴訟 無料電話相談会

- ◆日時 1月23日(土)
午前10時～午後6時
- ◆内容 B型肝炎被害対策東北弁護団が、B型肝炎訴訟について、無料電話相談を行います(通話料はかかりません)。
- ◆対象 B型肝炎患者又はそのご家族(患者が亡くなっている場合はその相続人)。
- ◆電話相談の番号
721-3072・721-3073
予約不要です。相談日に直接お電話ください。
- ◆問い合わせ先
B型肝炎被害対策東北弁護団事務局
(小野寺友宏法律事務所内)
☎0120-76-0152

〈B型肝炎訴訟とは?〉

幼少期の集団予防接種により、B型肝炎に感染したと認められる患者に対し、病態に応じて50万円～3600万円の給付金等が支払われる制度です。

ただし、給付を受けるためには、国を相手に訴訟をして証拠に基づき救済要件に該当することを確認したうえで国と和解等をする必要があります。

もう少し知っておきたい「お金」のこと ～講師を派遣します～

東北財務局では、学校、放課後児童クラブ、地域の活動や各種団体の会合などにお伺いし、「家計管理」や「金融商品」に関するお話、「金融犯罪被害にあわないためのポイント」などについて、楽しく説明します。

お気軽に問い合わせください。

- ◆対象 小学生から高齢者まで
- ◆実施日 月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く。)
- ◆問い合わせ先 東北財務局
☎263-1111
(内線3061・3199)

国民年金だより

20歳がスタート！知っておきたい年金のはなし

国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

20歳になって概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書国民年金の加入と保険料のご案内(パンフレット)」「保険料の免除・納付猶予・学生納付特例制度の申請書」、返信用封筒が送付されます。「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、役場、もしくはお近くの年金事務所で手続きをしてください。

※後日「年金手帳」がお手元に届きます。年金手帳は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要ですので、大切に保管してください。

◇公的年金はどんな時にもらえるの？

20歳から公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、次のような場合に年金を受け取ることができます。

- ①年をとったとき(老齢基礎年金)
- ②病気やケガで障害が残ったとき(障害基礎年金)
- ③家族の働き手がなくなったとき(遺族基礎年金)

ただし、必要な手続きを行わず保険料を未納のまま放置すると、年金が受け取れなくなる場合があります。

◇保険料の支払い方法

保険料の支払い方法は次のとおりです。

- ①後日届く「国民年金保険料納付書」で納める。
金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。
- ②口座振替を利用する。
口座振替で納めると様々な割引制度があり、手間がかからず納付忘れを防ぐこともできます。
- ③クレジットカードで支払う。

クレジットカードにより定期的に納める方法です。申し込み手続きは郵送、又は年金事務所で受け付けています。

◇保険料の支払いが困難なときには

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

上記の「学生納付特例制度」「納付猶予制度」の他に、所得に応じた免除制度があります。詳しくは年金事務所に問い合わせください。



◆問い合わせ先 仙台年金事務所 ☎224-0891 住民生活課 ☎341-8512